

平成 23 年 8 月 30 日

独立行政法人環境再生保全機構の業務・マネジメント等に関する意見募集の結果

環境省独立行政法人評価委員会
環境再生保全機構部会

標記について、平成 23 年 7 月 19 日から 7 月 29 日までの間、環境省のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、1 名の個人の方から 1 件のご意見をお寄せいただきました。

今般、いただいたご意見を別添のとおり取りまとめて公表します。

本部会は、いただいたご意見を参考にしつつ、平成 22 年度における独立行政法人環境再生保全機構の業務の実績に関する評価を行いました。

今回、ご意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

(別添)

業務実績報告書の 該当項目	該当ページ	ご意見
公害健康被害補償業務	1 ~ 2	汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率について、収納率を高めるため、倒産した企業その他の支払い能力のない企業に対し、申告を行わないよう指導する等の不適切な運営がなされていなかったかどうか調査するべき。

ご意見を受け、環境再生保全機構に対し、汚染負荷量賦課金徴収業務について確認したところ、下記のとおり回答がありましたので、あわせてご報告します。

<回答>

機構では、収納率を高めるために、未申告の納付義務者に対し申告を行わないよう指導するなどの行為は一切行っていません。

公害健康被害補償業務における事務手続については汚染負荷量賦課金未申告の納付義務者に関する事務処理要領を定め、未申告の納付義務者の把握及び申告督励等により、未申告件数の削減および汚染負荷量賦課金の収納金額の増加に努めているところである。

清算、破産手続き中の納付義務者に対しては、管財人等に対し、文書、電話及び現地訪問による申告書の提出依頼を実施しており、それでも申告に応じない納付義務者に対しては、必要に応じ、機構において汚染負荷量賦課金の額を決定し、納付義務者に通知をしている。

通知された汚染負荷量賦課金については、破産法等の法令に基づき破産手続きの中で処理される。